

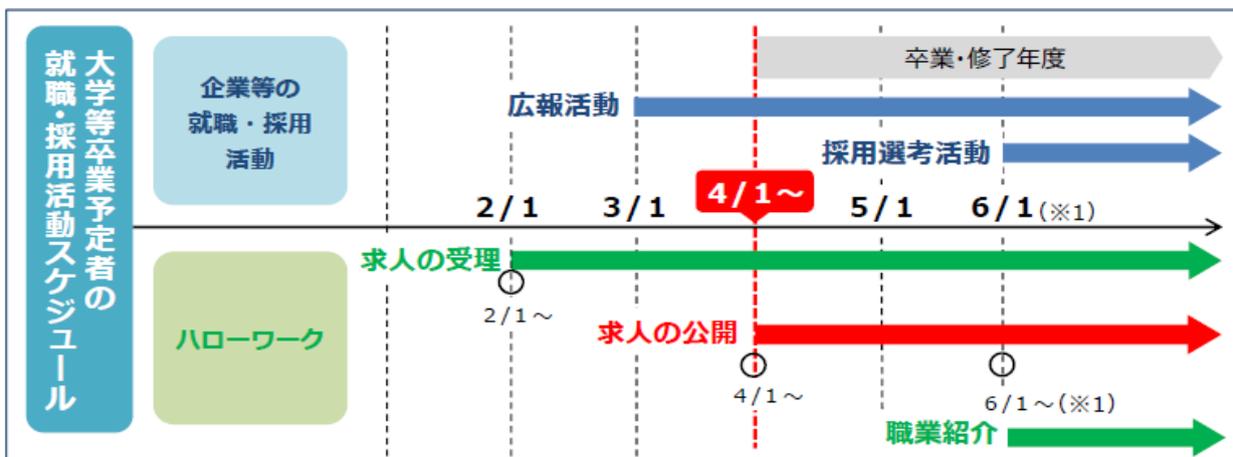
2026年3月卒業予定者対象大卒等求人の取扱いについて

大卒等求人とは、大学（院）・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門学校）・職業能力開発施設（高卒2年課程）卒業予定者を対象とした求人です。

ハローワークにおける大卒等求人の流れ

	時期	内容
求人受付開始	2月1日以降	・大卒等求人を事業所管轄ハローワークへお申し込みください。（大卒等求人の有効期限は2026年3月31日までです。）できる限り卒業後3年以内の既卒者も応募可能としていただきますようお願いいたします。
広報活動	3月1日以降	・採用を目的とした情報を学生に対して発信する活動です。採用のための実質的な選考とならないようにしてください。
求人の公開 （学生への提示）	4月1日以降	・大卒等求人票は4月1日から公開となります。（既卒者も応募可能であり、かつ通年採用可能（※）の場合は4月1日からハローワークの窓口で既卒者の紹介を行います。） ・求人票はハローワークで公開するとともに、ハローワークインターネットサービスで公開されます。
大学等卒業予定者に対する職業紹介 応募・問い合わせ 面接・選考	6月1日以降	・求人への応募は、ハローワークからの紹介または求職者マイページを通じた直接応募となります。
採用内定	10月1日以降	・正式内定は「採用に関する指針」「大学側申合せ」に基づき、10月1日以降にお願いします。

※「通年採用可能」とは、「入職の時期を限定しない募集内容」を言います。



なお、求人公開後であっても5月31日以前に採用選考活動を行うことのないようご注意ください。

（※1）「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」が令和4年4月にまとめたタイプ3のインターンシップのうち専門活用型インターンシップ（2週間以上）で春休み以降に実施されるものを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生については、そのことに着目し、3月から行われる広報活動の周知期間を短縮して、6月より以前のタイミングから採用選考プロセスに移行できます。

●当初の募集人員より30人以上かつ3割以上減じようとする場合、または1人でも採用内定取り消し・入職時期の繰り下げとなる事態に至る場合は、所定の様式によりあらかじめ事業所管轄ハローワークに通知していただく必要があります。また、内容公表等の措置をとる場合があります。